

10月1日は浄化槽の日

お問い合わせ 環境整備課 ☎2154

浄化槽は、水洗トイレや台所などから出る汚れた排水をきれいにし、川や海に流すための設備です。

浄化槽には、水洗トイレの汚水だけを処理する単独処理浄化槽と、水洗トイレの汚水と台所や風呂の汚水など生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽があります。平成13年の浄化槽法の改正により新たに浄化槽を設置する場合は、原則として合併処理浄化槽のみとなっています。単独処理浄化槽は、継続して使用できるので、多くの方が使っていますが、合併処理浄化槽への転換を進めることも大切な課題です。

浄化槽を正しく使いましょ

浄化槽を設置した後、正しい使い方をしてなければ、浄化槽の機能が低下し、川などの汚染の原因にもなります。浄化槽の中には、いろいろな微生物が存在し、この微生物の働きを利用して汚水を分解し、排水をきれいにします。したがって、微生物の活動しやすい環境にすることが大切で、次のような注意が必要です。

- 塩素系洗剤（漂白剤、カビ取り剤など）を使うときは、多量に使用せず、多めの水で洗い流す。
- 油や野菜くずは流さず、ゴミと一緒に出す。
- トイレに紙おむつや衛生用品、タバコの吸い殻を流さない。
- 浄化槽の電源（送風機）を切らない。（長期旅行時）

浄化槽を正しく維持管理しましょ

浄化槽の機能を維持し、長持ちさせるためには、使い方に注意するだけでなく、適切な維持管理が大切です。浄化槽をお使いの方は、定期的に次の3つの維持管理を行っていただく必要があります。

法定検査

浄化槽を設置している方は、水質に関する検査を受けなければなりません。浄化槽が適正に使用され、本来の浄化機能が十分発揮されているか、保守点検および清掃が実施されているかを確認する検査で、法で義務付けられています。この法定検査は、県が指定した検査機関が実施します。現在、広島県では公益社団法人広島県環境保全センターおよび公益社団法人広島県浄化槽維持管理協会を指

定しています。

検査には次の2種類があります。

- 設置後などの水質検査（7条検査）は、設置した浄化槽を使い始めてから3～8カ月の間に行うものです。
- 毎年1回の定期検査（11条検査）は、浄化槽が機能を十分発揮し、処理された水が身近な生活環境の悪化につながっていないか検査するものです。広島県では、5年に一度通常より詳しい検査を行うことになっており、大竹市では平成27年度になります。

保守点検

浄化槽のいろいろな装置が正常に働いているかを点検し、装置の修理、消毒剤の補給などを行います。保守点検の回数は、浄化槽の機種や規模ごとに決まっています。

保守点検には技術上の基準があるので、県に登録した浄化槽保守点検業者に委託して実施します。

清掃

浄化槽を使用していると、その内部に汚泥などがたまりやすくなります。この汚泥などを、定期的に抜き取り、浄化槽からの汚泥の流出や悪臭の発生などを防止するものです。家庭用の浄化槽であれば、1年に1回以上であることが一般的です。（汚泥がたまりやすい全ぱつ気式は、おおむね6カ月に1回行う必要があります）

清掃には技術上の基準があるので、通常、市で許可された浄化槽清掃業者に委託して実施します。

浄化槽補助制度

市は、公共下水道や農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設の計画区域外の個人の専用住宅に小型合併処理浄化槽を新たに設置する方に予算の範囲内で補助金を交付する制度を設けています。（表1）環境整備課へご相談ください。

浄化槽を適正に維持管理し、みんなできれいな水環境を守りましょ。



（広島県浄化槽維持管理啓発事業 キャラクター）

3つの約束を守ってね

- 保守点検
- 清掃
- 法定検査

【表1】 浄化槽の人槽区分補助限度額

人槽区分	補助限度額
5人槽	675,000円
6～7人槽	844,000円
8～10人槽	1,219,000円